

さいたま市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年4月6日付けさいたま市監査委員告示第12号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和8年 6月25日

さいたま市監査委員	井	山	剛	之
同	工	藤	道	弘
同	阪	本	克	己
同	金	井	康	博

指摘事項等措置報告書

水道局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 給水部 配水管理事務所 ・管理棟防水修繕（南下新井配水場）</p> <p>高所での作業において、高所作業車を使用する際には、あらかじめ、当該作業に係る場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、作業時は、転倒及び転落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、その状況が確認できなかった。</p> <p>同様に、高さが2 m以上の作業床である屋上の端で作業する際でも、危険を防止するための措置は確認できなかった。</p> <p>労働者等に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第194条の9、第194条の11、第194条の22及び第519条の趣旨に基づき、受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>労働安全衛生規則の趣旨に基づき、適切な安全対策を実施するため、課内会議で指摘事項を確認し、監督職員の安全意識の向上を図りました。</p> <p>また受注者に対しては、改めて高所作業車使用時における安全管理及び高所作業における安全管理を徹底するよう指導しました。</p>